

奈良県立大学附属高等学校教頭選考規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良県立大学の附属高等学校教頭（以下「教頭」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 教頭の任命は、学長の申出に基づき公立大学法人奈良県立大学理事長が行う。

2 学長は、前項の申出を行うに当たって公立大学法人奈良県立大学附属高等学校教員採用規程第4条第2項に定める附属高校教員審査委員会の意見を聴かななければならない。

(選考時期)

第3条 教頭の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 教頭が退職するとき
- (2) 教頭が辞任を申し出たとき
- (3) 教頭が欠けたとき

(選考方法)

第4条 教頭の選考は、次に掲げる要件を満たすもののうちから学長が行う。

- (1) 35歳以上の者で、高等学校または中等教育学校での教職歴（常時勤務であったことに限る。）が10年以上であること
- (2) 主幹教諭または学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第44条、第70条並びに第71条に規定される主任または主事の経験（学長が同等と認めるものを含む。）があること

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、教頭の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。